

○飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱

平成 18 年 11 月 8 日

飯塚市告示第 195 号

(趣旨)

第 1 条 市民の保健衛生の維持向上を図るため、公衆浴場設備改善事業(以下「改善事業」という。)を実施することとし、改善事業に係る補助金については、飯塚市補助金等交付規則(平成 18 年飯塚市規則第 54 号)及び福岡県公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第 2 条 改善事業の対象となる公衆浴場は、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の営業許可を受けた公衆浴場であつて、福岡県公衆浴場法施行条例(昭和 63 年福岡県条例第 3 号)第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場とする。

(補助対象事業)

第 3 条 改善事業は、基幹設備改善事業及び施設改善事業とし、それらの対象となる設備、補助基準額(以下「基準額」という。)及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、基準額(現に要した費用が基準額を下回るときは、その費用の額)に補助率を乗じて得た額(この額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、一の年度において補助金の限度額は 100 万円とする。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 工事見積書
- (4) 工事の図面
- (5) 市民税納税証明書又は非課税証明書
- (6) 誓約書(様式第 3 号)

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の書類の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により、

交付しないことを決定したときは、補助金不承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 補助金の交付にあたり付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 改善事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)又は改善事業を中止し、若しくは廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 改善事業が予定の期間内に完了しない場合、又は改善事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 改善事業により取得し、又は効用の増した財産については、当該事業の完了年度の翌年度から起算して5年を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならないこと。

(実績報告)

第7条 申請者は、改善事業を完了したときは、事業完了後15日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第6号)
- (2) 事業実績書(様式第7号)
- (3) 領収書等支払証拠書類の写し
- (4) 工事完成写真

(補助金額の確定)

第8条 市長は前条の書類の提出があったときは、速やかに補助金額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(次回の補助金申請までの期間)

第9条 この告示の規定により補助金の交付を受けた設備は、交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しなければ、補助金の交付対象とすることができない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この事業に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別 表

1. 補助対象事業	2. 補助対象経費	3. 補助率	4. 補助限度額
(基幹設備改善事業)	千円		千円
① 風呂釜 (ボイラー)	1,500	2/3	1,000
② 燃焼装置 (バーナー・代燃用釜等)	410		273
③ ろ過器	680		453
④ 温水器	600		400
⑤ 配管・タイル	1,500		1,000
⑥ 天井張替	1,223		815
⑦ その他市長が認める基幹 設備	500		333
(施設改善事業)			
⑧ 浴場入口付近外装・脱衣室 等	2,000	1/2	1,000

注

1. 基幹設備改善事業については、設備の運搬費、据付費、附帯工事費、諸雑費等の経費は含まない。
2. 施設改善事業については、材料の運搬費及びその他の諸雑費は含まない。
3. 事業は、年度内に完成するものである。

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)
飯塚市長

申請者住所

氏 名 印

平成 年度公衆浴場設備改善事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助事業名 公衆浴場設備改善事業
2. 交付を受けようとする補助金の額 円
3. 申請者の営む主な事業 普通公衆浴場
4. 補助事業の目的及び内容
5. 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 工事見積書
 - (3) 工事の図面
 - (4) 市民税納税証明書又は非課税証明書
 - (5) 誓約書(様式第3号)

事業計画書

公衆浴場名		浴場所在地			
申請者住所					
申請者氏名			電話番号		
設備改善計画内容	改善事業の種別			計	
	規格形状				
	工事着手予定年月日	H . .	H . .	H . .	
	工事完了予定年月日	H . .	H . .	H . .	
	工事見積額	円	円	円	
	補助対象額	円	円	円	
	負担区分	市補助金	円	円	円
		借入金	円	円	円
自己資金		円	円	円	
設備改善の理由					
一日平均入浴人数					

年 月 日

(あて先)
飯塚市長

申請者住所

氏 名

印

誓 約 書

飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金交付申請にあたって、飯塚市補助金等交付規則
(平成 18 年飯塚市規則第 54 号) 及び福岡県公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱を遵守す
るとともに、今後 5 年以上継続して公衆浴場を営むことを誓約いたします。

年 月 日

様

飯塚市長

平成 年 月 日付けで申請のあった飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名 公衆浴場設備改善事業

2. 交付決定額 円

3. 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分または事業計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 改善事業により取得し、又は効用の増した財産については、当該事業の完了年度の翌年度から起算して5年を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。

年 月 日

様

飯塚市長

平成 年 月 日付けで申請のあった飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金について、下記の理由により承認しがたいので通知します。

記

不承認の理由

補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)
飯塚市長

申請者住所

氏 名 印

平成 年 月 日付け飯市環整第 号により交付決定を受けました飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金に係る事業を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業名 公衆浴場設備改善事業
2. 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
3. 補助事業の実施状況 別紙「事業実績書」のとおり
4. 補助金の交付額 円
5. 補助金の清算額 円
6. 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 領収証等支払証拠書類の写し
 - (3) 設備完成写真

事業実績書

公衆浴場名		浴場所在地			
申請者住所					
申請者氏名			電話番号		
設備改善計画内容	改善事業の種別			計	
	規格形状				
	工事着手予定年月日	H . .	H . .	H . .	
	工事完了予定年月日	H . .	H . .	H . .	
	工事見積額	円	円	円	
	補助対象額	円	円	円	
	負担区分	市補助金	円	円	円
		借入金	円	円	円
		自己資金	円	円	円
設備改善の成果					

年 月 日

様

飯塚市長

平成 年 月 日付けで実績報告のあった飯塚市公衆浴場設備改善事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名 公衆浴場設備改善事業

2. 補助金額 円